

## 桶川市地域包括ケア推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者が尊厳を保持し自立した生活の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするため、地域包括ケア等に関する協議を行い、体制整備を推進していくことを目的として、桶川市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療・介護連携に関すること。
- (2) 認知症施策に関すること。
- (3) 生活支援体制整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアの推進に必要と認めるところ。

### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（第4条から第6条までにおいて「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、別表に定める関係団体の代表者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 地域医療に係る関係団体
- (2) 介護保険に係る関係団体
- (3) 桶川市地域包括支援センター

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときに所属する関係団体の構成員でなくなった場合は、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。

3 部会の委員は、地域包括ケアに関わる者の中から会長が指名するものをもって構成し、市長が委嘱する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に出席することができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の会議又は部会の会議に出席した者は、職務上知り得た秘

密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、介護保険主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日市長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月27日市長決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

桶川市地域包括ケア推進協議会委員構成団体

区 分	関 係 団 体
(1) 地域医療に関する団体	桶川北本伊奈地区医師会
	北足立歯科医師会桶川支部
(2) 介護保険に関する団体	桶川市民生委員・児童委員協議会
	桶川市自治会連絡協議会
	桶川市社会福祉協議会
	介護老人保健施設
	介護老人福祉施設
(3) 地域包括支援センター	ハートランド
	桶川市社会福祉協議会
	ねむのき
	ルーエハイム